

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律  
 (平成二十四年法律第五十一号) 新旧対照条文(抄)

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 新旧対照表(平成二十五年四月一日施行)  
 (第三条関係) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二十一条の五の四 (略)</p> <p>② 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数</p> <p>二 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 四 基準該当通所支援の事業に係る利用定員</p>	<p>第二十一条の五の四 (略)</p> <p>② (略)</p>